

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年9月11日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、

「（仮称）プラウド武蔵小杉計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

* なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル43F
野村不動産株式会社
代表取締役 中野 淳一

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）プラウド武蔵小杉計画

（2）種類

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区今井仲町309番他

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の新設

（2）内容

ア 開発区域面積	5,017.47 m ²
イ 土地利用計画	
（ア）計画建物	3,300.55 m ²
（イ）駐車場	113.28 m ²
（ウ）バイク置き場	9.60 m ²
（エ）駐輪場	92.26 m ²
（オ）車路	217.46 m ²
（カ）通路・アプローチ	75.14 m ²
（キ）プレイロット	49.50 m ²

(ク) 緑化地 1, 132. 50 m²

(ケ) キュービクル (自家用変圧器)

用地・その他 27. 18 m²

ウ 建築計画

(ア) 構造 RC構造

(イ) 階数 地上5階、地下1階

(ウ) 高さ 14. 95 m

(エ) 建築面積 3, 010. 30 m²

(オ) 延床面積 13, 174. 36 m²

(3) 計画人口 (計画戸数)

394人 (129戸)

5 指定開発行為の施行期間

着工予定： 平成15年12月

完了予定： 平成17年2月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年9月11日 (木) から平成15年10月10日 (金) まで

(2) 場 所

中原区役所及び本庁 (環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。